

御奥情の責と深謝罷在。次第に御座候

惟十に身政の明細會の華正運動をりや愛社愛國の赤心以外に何物もなく全く國民の義憤に榮したるもの候へ共その事の結果の會社に及ぼし、社會に與へたる影響亦を尠ハシとするに思へば、概令其の行爲は飽く迄も大義に則れるものなりと雖も、會社に對する社員としての責任は之を負荷すべしとの存じ申候

評多行爲の是非と責任とは自ら判個の範疇に屬するもの候へし一應、重居着致しをる今日、尙年戀々として其職に上るは責任と辨へざる所爲と可申圖下り、押洲男子の本懐とせざる處に御座候。不肖日此の一團山重皮、本日茲に擧之其職を辭任し、聊か爾天下に白フ！責任の何をりか、明かれば、教し候、何事不肖者の意ある所を、御賢察賜り、向後共、在職當時同様と御交誼と御叱教と御般、甲上候

先づ日辭任の御後、後迄如斯く御座候  
昭和十二年四月 日

敬

日比  
關山  
重和  
一政

別記 聲明書

去る三月二十七日社船能登丸に於て二等選擧手吉原某の乗船に際し、乗組普通船員が請暇下船願ふを提出せる件に關して、我が乗員協會が國体運動に反對行動を取りしかの如く噂するものありき。右は全く誤解にして、事實は當時會社が紛議参加者の船舶訪問を取締る爲め、各船長に對し、乗船者所持者以外の乗船を禁ずる豫命し、各船長は當時協會の會員たる乗組員及豫備員に對し、社命の勵行を嚴命せり。故に會員は是の上長の命令を忠実に実行し、有りたり

然るに前記吉原某は當時神戸在船中の能登丸に、乗船者所持せず、訪問せしに依り是が入船を斷りたるに、貴様等が名前は皆んがフイに、俺が乗組に成つて、貴様等が金部紙にしてしまふと言明し、乗員に極度の不安を與へ、有りたり。適之同船士達の異動に際し、此の吉原某が二等選擧士として就任する事となりたる爲め、乗組乗員は不合理なる裁断を待つ下り、監了了自ら下船するに如